

居宅介護支援事業重要事項説明書(令和6年4月1日現在)

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
設立年月日	平成17年4月1日
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150
代表者名	森 脇 修
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1 香美町香住地域福祉センター内
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。
他の介護保険関連の事業	1) 訪問介護事業 2) 訪問入浴介護事業 3) 通所介護事業 4) 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型生活介護事業 5) 指定共用型認知症対応型通所介護事業
他の介護保険以外の事業	1) 介護予防・地域支えあい事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害福祉サービス事業 4) 日中一時支援事業 5) 小地域たすけあい事業 6) ボランティア推進事業 7) 福祉サービス利用援助事業 8) 総合相談事業

2. 居宅介護支援サービスを担当する事業所について

事業所名	香美町社会福祉協議会 村岡居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡305番地の1 香美町村岡老人福祉センター
連絡先	電話 0796-98-1000(代表) 0796-98-1003(直通) FAX 0796-98-1477
管理者氏名	福田 恵美
営業日 営業時間	通常月曜日～金曜日(国民の休日、12月29日～1月3日までを除く) 午前8時30分～午後5時15分
営業日・営業時間 以外の連絡先	電話 0796-98-1003 (転送電話により介護支援専門員につながります)
担当者氏名	福田 恵美
事業所指定番号	指定事業者番号(2874700343) 指定年月日(平成17年4月1日)
事業開始時期	平成17年4月1日
サービスを提供 する実施地域	兵庫県美方郡香美町区域とします。

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や環境の応じて、本人や家族の意向をもとに居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
事業の方針	<p>①お客様が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。</p> <p>②お客様の心身の状況、環境等に応じてお客様の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>③お客様の意思及び人格を尊重し常にお客様の立場に立って、お客様に提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。</p> <p>④地域包括支援センター及び他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号・平成11年3月31日）を遵守します。</p>
緊急対応等	サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、必要な対応を行います。
損害賠償責任保険加入先	あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社

3. 当事業所の管理者及び従業者について

お客様へのサービスについてのご相談やご不満がございましたら、どんなことでもお寄せください。

① 当事業所の従業者

職 種	員数	業 務 内 容	勤務体制
管理者	1名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	常勤・主任介護支援専門員兼務
主任介護支援専門員 介護支援専門員	3名 3名	お客様等からの相談に応じ、その心身の状況や環境に応じて、本人や家族の意向をもとに居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡その他の便宜の提供を行います。	常勤6名

4. サービス内容と料金

① サービス提供の手順は次のとおりです。

サービス提供の手順	お客様の申込み→重要事項説明書による説明・同意→契約の締結→お客様への情報提供→状態の把握・課題分析→居宅サービス計画の原案作成・支給限度確認、お客様負担計算→サービス担当者会議等の開催→お客様への説明と合意の確認→サービス利用票・サービス提供票の作成→計画実施状況の把握と連絡調整→給付管理票の提出
-----------	--

② サービス内容と料金は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	料 金
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	「居宅サービス計画ガイドライン」方式を使ってお客様とともにお客様に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成し、お客様へ交付します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行います。介護認定更新の際はサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画内容について見直しを行います。	厚生労働大臣の定める基準額 月額／ 要介護1、2 14,930円 要介護3、4、5 18,180円
経過観察再評価	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がお客様のお宅にうかがい、サービス内容が適切か、等について話し合います。	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 特別地域居宅介護支援加算として、所定料金の15%が加算されます。 </div>
給付管理	介護保険を使って利用できるサービスについて、実際にサービスが利用できる範囲やサービスの種類等について調整します。 また、サービスが計画どおりに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。	
要介護再認定の協力、援助	お客様が要介護認定・要支援認定の変更や、見直しを行う認定を受けるために、申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。	
お客様からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受けします。	

その他加算は次のとおりです。

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 2か月居宅介護支援が算定されていない場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	入院の日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	(Ⅰ)イ 連携1回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	(Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	(Ⅱ)イ 連携2回以上
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
通院時情報連携加算	500円	医師又は歯科医師の診察時に介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合(月に1回)
特定事業所加算(Ⅰ)	5,403円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,354円	
特定事業所加算(Ⅲ)	3,306円	
特定事業所加算(A)	1,070円	

ターミナルケアマネジメント 加算	4,000円	在宅死亡の終末期の利用者に対し利用者や家族の意向を把握した上で、利用者の心身の状況を記録し主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

注1) 介護保険が適用される場合は、以上の報酬は直接介護保険から事業所に給付されますので、お客様のご負担はありません。

注2) ただし、お客様に保険料の滞納がある場合は、お客様より全額料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。

注3) 滞納の期間によっては、全額お客様のご負担となる場合もあります。

5. 虐待の防止

お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	福田 恵美
-------------	-----	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 身体拘束

原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7. その他の費用について

	お客様負担料金	
交通費 (香美町以外)	通常の実施地域を超えた地点を起点とした距離に応じ 片道10km未満	1,000円
	片道10km以上15km未満	1,500円
	片道15km以上 5km未満まで増すごとに500円加算	
解約料	無	料
複写物の交付	無	料

8. 居宅介護支援の担当者（介護支援専門員）について

お客様宅への訪問頻度	当事業所の介護支援専門員が、お客様の状況を把握するために、少なくとも月に1回、お宅を訪問します。 また、お客様からご依頼がある場合や、居宅介護支援業務の遂行のうえで不可欠であると認められる場合でお客様の承諾を得た場合は、介護支援専門員はお客様のお宅を訪問します。
介護支援専門員の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員の氏名を契約書別紙によりお客様に通知します。
身分証明書の携行	介護支援専門員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時およびお客様またはそのご家族から求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

9. 事業者の責務

居宅介護支援の提供内容の記録	お客様に提供したサービスの記録は、お客様の要介護認定等の満了日から5年間保管します。記録については、お客様とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護	当事業所及び従事者がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用します。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。 その際、同意書に署名をいただきます。 なお、お客様のご家族からの希望があった場合には、お客様に連絡するのと同様の通知をご家族にも行う場合があります。

10. 苦情相談機関

苦情相談窓口	機関名	香美町社会福祉協議会 村岡居宅介護支援事業所		
	担当者	福田 恵美		
	電話	0796-98-1000		
	FAX	0796-98-1477		
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名	香美町福祉課		
	電話	0796-36-1111	FAX	0796-36-3809
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
	機関名	兵庫県国民健康保険団体連合会		
	電話	078-332-5617	FAX	078-332-5650
	受付時間	9:00~17:15 月~金 (12月29日~1月3日を除く)		
第三者委員	委員氏名(住所):			電話
	委員氏名(住所):			電話

11. 重要事項を説明した場所・年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日・時間	場所:
	令和 年 月 日 時 分

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、お客様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡305番地の1
(香美町村岡老人福祉センター)

香美町社会福祉協議会村岡居宅介護支援事業所

代表者 森 脇 修 印

管理者 福 田 恵 美

説明者名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(お客様) 住所 美方郡香美町村岡区

氏 名 印

(利用者代理人) 住所

氏 名 印

(お客様との続柄:)